２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町越知字ヤラ井ソ丁二三四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤラ井ソ丁二三四（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市東方字木浦木五九九三の一・五九九三の一九・五九九三の二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五九九三の一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字立平一四二五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　香川県仲多度郡まんのう町川東字前ノ川向一三七二の一、一三七三、一三七七の二、一三七九、一三八〇、一三八二の一、一三八五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及びまんのう町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷六五番一まで	前	Ａ	一〇・五〇～二〇・一九メートル	五一・五〇～三五〇・八三キロメートル	八・〇〇二・三六三	上記Ａ、Ｂ及びＣは、関係図面に表示する区分をいう。
		Ｂ	三七・四二～一八一・三四		〇・九四四	
	後	Ａ	一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	八・〇〇二・三六三	
		Ｂ	三七・四二～一二五・六〇		〇・九四四	
		Ｃ				

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	栗東市小野字南尾五三番二から同市上砥山字砥坪二六五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十三日十四時

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市南区大福字鴨池一〇番五から同市南区古新田字東新田一五七〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十三日二時